

# 【資料 7】

## グループホームの設置基準の緩和について（入所施設敷地内設置）

### 1. 敷地内グループホームの設置基準について

- 指定基準条例において、入所施設及び病院の敷地内にグループホーム（以下、「GH」という。）を設置することを禁止。

＜新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例＞

第 198 条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- ただし、次の条件を全て満たす場合には敷地外とみなしている。
  - ①GH と入所施設が塀や柵等で区切られていること、
  - ②敷地外からの入口が GH と入所施設とで別であること、
  - ③利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保されること、

### 2. 現状

当市では、障がい者の入所施設から地域生活への移行を目指していますが、地域移行者数は例年 10～20 人程度に留まり、入所待機者は 150 人を超える状態です。地域移行が進まない要因は複数ありますが、地域に移行する際の受け皿である GH の設置が進まないということが大きいです。当市としても、GH の設置促進のため、市単独で運営費の補助等を行っていますが、思うように進捗していません。その理由の一つに、土地・建物の確保の困難性があります。

一方、入所施設は、入所施設と一体の比較的広い敷地を有していることが多く、その敷地を GH に活用できれば、入所待機者削減及び障がい者の住まいの確保を促進することができます。

このことから、以下について審議をお願いいたします。

(※精神科病院の敷地内 GH については、平成 27 年度条例改正における地域移行支援型ホームについて、当事者団体から慎重な判断を求める意見が寄せられているため、今回の審議事項には含みません。)

3. 入所施設敷地内 GH の是非について  
入所施設敷地内の GH を認めるべきか否か。

4. 入所施設敷地内 GH の設置条件について  
入所施設敷地内の GH を認める場合、どのような条件を付すべきか。

●考えられる条件

<独立性の確保>

- (1) GH が入所施設とは独立した建物であること。
- (2) GH と入所施設が塀や柵等で区切られていること。
- (3) 敷地外からの入口が GH と入所施設とで別であること。

<地域との交流機会の確保>

- (4) GH 利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保されること。
- (5) GH 利用者に対し、日中活動場所を同一敷地内の事業所とすることを強制しないこと。

<誘導したい施策>

- (6) GH に、体験利用専用の部屋を1室以上確保すること。
- (7) 利用期間を限定し、利用期間内に敷地外の GH 等を利用できるよう支援すること。
- (8) GH 利用者は重度障がい者を優先すること。
- (9) GH 利用者は入所施設の利用者又は入所待機者を優先すること。

他

5. 【参考】他都市の状況

4 県 4 市にて敷地内 GH を認める条例を制定済み。

他県市における敷地内GHを認める場合の条件					
	独立した建物	交流機会の確保	原則3年以内の退所に向け活動	重度障がい者の入居を優先	知事が認める場合
兵庫県	○	○			
岐阜県	○	○		○	
香川県	○	○	○		
山形県					○
神戸市	○	○			
姫路市	○	○			
長崎市	○	○			
高松市	○	○	○		